



ながさき

トラック広報



トピックス

- ◎ 夏の交通安全県民運動
- ◎ 魅力ある職場づくり推進補助金
- ◎ 令和8年度助成事業
- ◎ 引越基本講習
- ◎ 引越管理者講習

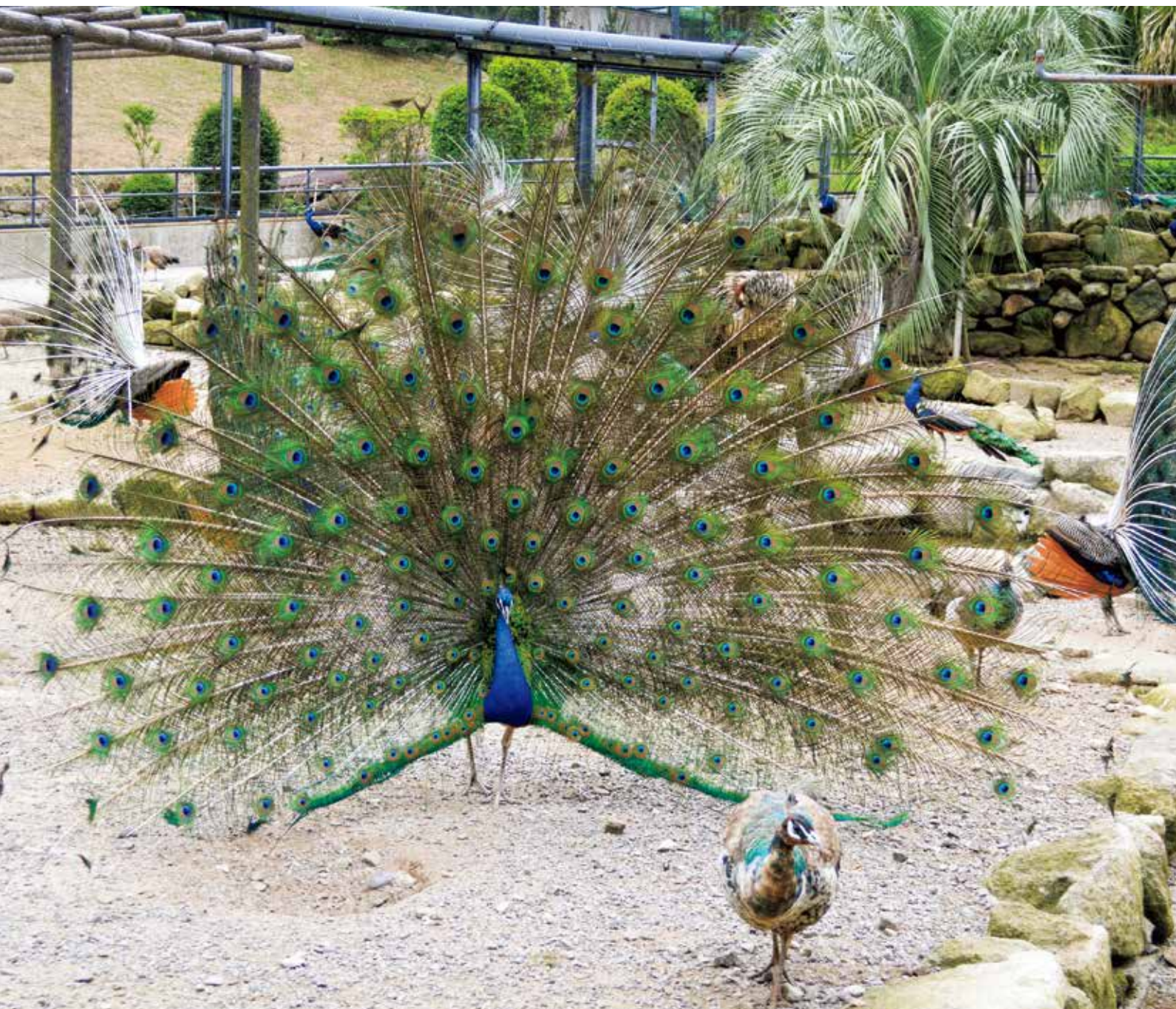
(公社)長崎県トラック協会

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

TEL 095-838-2281

FAX 095-839-8508

URL <http://www.nata.or.jp>



目次

2026

7

1. 令和8年夏の交通安全県民運動について	1
2. 行政だより	
○ 長崎県魅力ある職場づくり推進補助金のご案内	4
○ 長崎働き方改革推進支援センターからのお知らせ	6
○ そのワイヤレス機器、電波トラブル起こしてるかも!? - 総務省九州総合通信局からのお知らせです -	8
3. 全ト協だより	
○ 宅配事業者と全国警察によるテロ対策の強化に向けた協力について（依頼）	9
○ 近代化基金融資貸出金利の変更について	11
○ 軽油価格の調査結果（4月分）	12
4. 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について	13
5. 協会だより	
○ 令和8年度定時総会の開催状況	15
○ 令和8年度長崎県総合防災訓練等に参加	17
○ 令和8年度助成事業について	19
○ 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について	21
○ 引越基本講習の開催について	25
○ 引越管理者講習の開催について	27
○ 各部会 総会の開催状況について	29
6. ドライバー体験記 ～トラック運転中における事故体験～	31
7. 陸災防だより	
○ 技能講習のお知らせ	32
○ 陸運と安全衛生	33
8. 交通共済コーナー	
○ 交通共済加入のおすすめ	40
9. 諫早T・Sのご案内	42

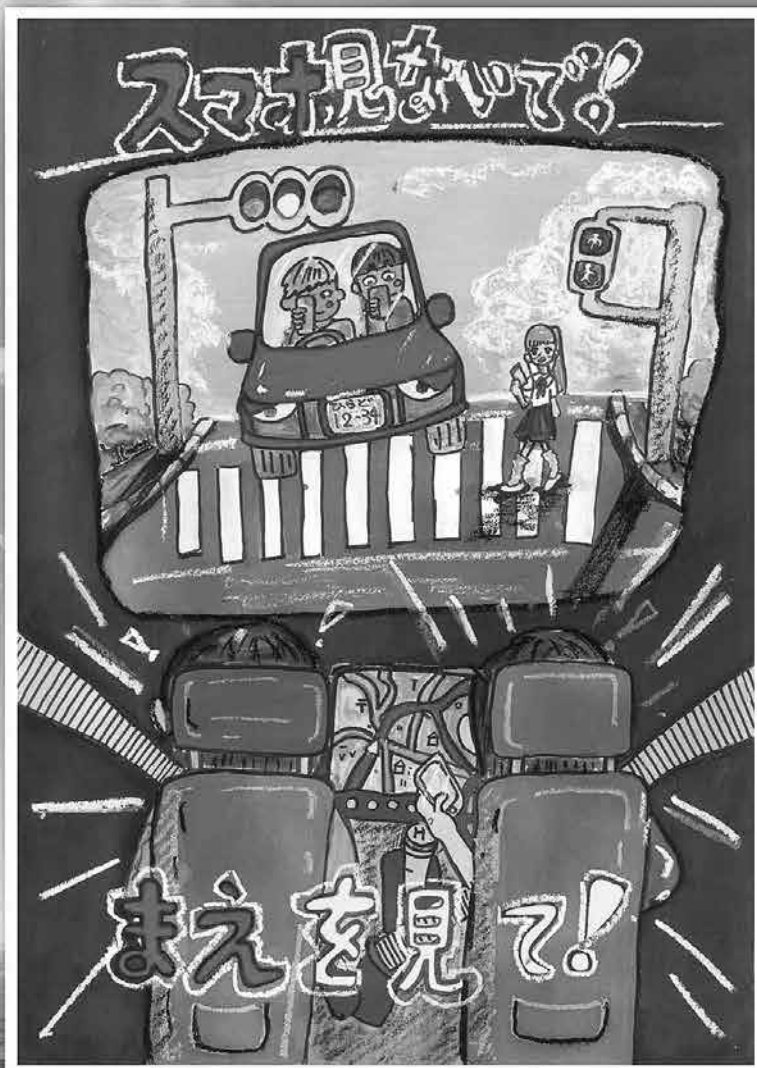
表紙写真：大崎自然公園くじゃく園：長崎県東彼杵郡川棚町小串郷

入場料無料で遊べるテーマパーク！広々と高いドーム型ケージ内に約200羽のインドくじゃくが飛びかいます。ほかにも、小鳥やフラミンゴ、ポニーやうさぎなどの小動物とふれあうことができる広場もあります。また子供達に人気のあるゴーカード、ウッドステーションなどたくさんの遊び場があり、春には桜、ツツジ、夏にはあじさいの名所としても知られています。

令和8年 夏の交通安全週間

実施
期間

7月11日(土) ▶ 7月17日(金)



重点

- 子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- 高齢運転者の交通事故防止
- 飲酒運転等の悪質危険な運転の根絶

交通安全啓発図画コンクール最優秀作品(令和7年度知事賞)

平戸市立大島小学校3年(当時)

くぼた
久保田 りいかさんの作品

特別
広報

「横断歩道「止まらば運動」」及び「安全横断「手のひら運動」」の推進

長崎県・長崎県警察・長崎県教育委員会・市町

令和8年度 長崎県交通安全県民運動実施計画

Ⅰ 期間・期日を定めて行う運動等

(1) 交通安全運動、交通安全週間

春の全国交通安全運動

- 期間
4月6日(月)～4月15日(水)
- 重点等
新入学児童の交通事故防止を主として、中央交通安全対策会議の決定に基づき重点事項を決定し推進する。

夏の交通安全週間

- 期間
7月11日(土)～7月17日(金)
- 実施要領
広報を主体とする呼び掛けと児童生徒を交通事故から守るための交通安全指導を推進する。

秋の全国交通安全運動

- 期間
9月21日(月)～9月30日(水)
- 重点等
中央交通安全対策会議の決定に基づき重点事項を決定し推進する。

年末の交通安全県民運動

- 期間
12月1日(火)～12月10日(木)
- 重点等
飲酒運転の根絶を主として、交通情勢に応じて重点事項を決定し推進する。

(2) 「交通事故死ゼロ」を目指す日

交通事故死ゼロを目指す日

- 指定日 4月10日(金)、9月30日(水)
- 全国交通安全運動期間中に、交通事故防止に対する県民の意識を最大限に高めて、交通事故による死者を発生させないことを目指す。

(3) 自転車月間、自転車の日

- 期間等 【自転車月間 5月(1日～31日)】【自転車の日 5月5日】
- 自転車安全利用の推進
子供から高齢者まで手軽に利用できる自転車が関係する交通事故を防止するため、自転車安全利用五則を周知啓発する。

自転車安全利用五則

【令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通安全対策本部決定】

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

- 自転車の損害賠償責任保険等への加入促進

(4) その他の取組

「横断歩道「止まらんば運動」」及び「安全横断「手のひら運動」」の推進(通年)

信号機のない横断歩道での交通事故を抑止するため、運転者に対する「横断歩道「止まらんば運動」」及び歩行者に対する「安全横断「手のひら運動」」を推進し、双方の交通ルールへの遵守と交通マナーの向上を図る。

交通死亡事故多発警報

県内全域で10日間以内に6件以上、県内の市町6ブロックで10日間に4件以上の交通死亡事故が発生したときに、長崎県交通安全推進県民協議会会長(知事)は「交通死亡事故多発警報」を発令し、市町、警察、関係機関・団体が協力して総合的かつ集中的に交通事故防止対策を推進し、交通死亡事故の抑止を図る。

2 日常の取組

「長崎県民交通安全推進要綱」に基づき、県民ひとりひとり、家庭、職場、関係機関・団体が、それぞれの立場で交通安全を実現するための取組を定めて実践する。

また、県民自身の自主的な推進を円滑にするため、長崎県交通安全推進県民協議会の構成員は、あらゆる機会を通じて、交通安全の推進を県民に働き掛ける。

具体的推進内容

1 交通安全の日

毎月20日を「交通安全の日」とし、下記3に示す具体的推進事項を基に、時勢に応じて、重点的に推進する。

2 交通安全の日に取り組むべき事項

- (1) 早朝等における幼児、児童生徒、高齢者の横断歩道等横断時の保護誘導
- (2) 職場等における交通安全のための自主的活動
- (3) その他交通安全実現に向けた活動

3 具体的推進事項

- (1) 子供と高齢者の交通安全
- (2) 飲酒運転の根絶
- (3) 脇見・ぼんやり・ながら運転の防止
- (4) 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- (5) 二輪車の交通安全
- (6) 暴走行為の根絶
- (7) 夕暮れ時における早め点灯、雨天・曇天時の点灯
- (8) 反射材用品等の普及促進

3 運動の推進要領

各推進機関・団体は、相互に連携を密にして、各季の交通安全運動、交通安全週間や日常の取組を、それぞれの組織の特性や実態に応じて積極的に推進し、これらの運動等が真に県民一体の運動として効果を高めるように努める。

4 令和8年 長崎県交通安全年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー

行政だより

長崎県魅力ある職場づくり 推進補助金のご案内



物価高騰の影響を受けている県内中小、小規模事業者等が行う職場環境改善に資する取組を支援することで、企業の人材確保・定着を推進します。

詳細は  で検索 または



対象者・補助率・補助上限額

対象者

県内の事業所に常時使用する従業員を1人以上雇用している
中小企業・個人事業主

補助率

2/3以内

補助上限額

300万円(下限30万円)

対象経費

1

職場環境改善に
関するハード経費

職場環境改善を目的とした
備品費、工事費等

必須

2

職場環境改善に
関するソフト経費

就業規則作成の委託等

3

人材確保に関する
発信強化経費

PR強化のための委託料、
広報費等



※ソフト経費(②+③)はハード経費(①)を超えない範囲で対象とすることが可能

主な認定要件

- ① 県内に本社又は主たる事業所がある、若しくは支店・営業所等の事業所が県内にあること
 - ② 県内の事業所に常時使用する従業員を1人以上雇用しており、その者を雇用保険に加入させている又は、事業所が労災保険適用事業所であること
 - ③ 申請日時点において、1年以上の事業実績があること
 - ④ Nびか認証企業または3年以内にNびか認証に取り組む旨宣言をすること
 - ⑤ イクドリ！宣言企業、結婚子育て応援宣言、女性活躍推進企業、健康経営宣言、パートナーシップ構築宣言のうち、2つ以上の宣言を行っていること、またはくるみん、えるぼし、ユースエール、もにす認定、安全衛生優良企業認定、健康経営優良法人のいずれかの認定を受けていること
 - ⑥ 就業規則及び育児介護休業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること
- ※その他の認定要件は実施要綱を確認してください



申請期間

令和8年6月1日(月)～令和8年9月30日(水)

消印有効

※予算額の上限に達した場合には、支援金の募集を打ち切る場合があります。

申請方法

オンライン申請の場合

- ① 以下特設ホームページから申請様式をダウンロードし、必要事項を入力。その他各種必要書類を準備
- ② 申請フォームを開き、必要事項を入力
- ③ ①で用意した必要書類をデータ化し、申請フォームに添付の上、申請



郵送申請の場合

- ① 以下特設ホームページから申請様式をダウンロードし、必要事項を入力。その他各種必要書類を準備
- ② ①で作成した申請様式を印刷し、その他各種必要書類と併せて事務局に1部郵送

【申請書類の郵送先】

長崎県魅力ある職場づくり推進補助金事務局 宛
〒850-8799
長崎中央郵便局 私書箱129号
※簡易書留など送達が確認できる方法で郵送してください。
※郵便料金は申請者の負担となります。



特設ホームページ

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/sangyoshien/jigyoshien/syokubahojokin/>



主な必要書類

- ① 補助金交付申請書 県指定様式
- ② 補助事業計画書(職場環境改善計画) 県指定様式
- ③ 「Nぴか」認定書の写しまたは「Nぴか」取得宣言書 県指定様式
- ④ 各宣言や認証制度の取得が分かるもの(宣言または認定書の写し等)
(イクドリ!宣言、結婚・子育て応援宣言、女性活躍推進企業、健康経営宣言、パートナーシップ構築宣言のうち、2つ以上の宣言を行っていることまたはくるみん、えるぼし、ユースエール、もにす認定、安全衛生優良企業認定、健康経営優良法人のいずれか1つ)
- ⑤ 導入する設備や経費の概要及び金額等が分かる資料又は見積書の写し
- ⑥ 労働保険料等納入証明書
- ⑦ 就業規則及び育児介護休業規則(労働基準監督署の受付印のあるもの)
※事業終了時までには作成する場合、実績報告時に提出
その他の必要書類は実施要項等を確認してください



補助事業実施期間

交付決定日～令和9年1月6日(水)

※実績報告期限は事業終了後10日以内または令和9年1月15日のいずれか早い日まで
※上記期間内に補助事業及び経費の支出が完了しない場合、交付対象外となります
※原則交付決定後の事業着手となりますが、交付決定後の着手では工期が間に合わない場合等は、例外的に事前着手を承認する場合があります。詳細は実施要領等をご確認ください

想定される補助金活用例 ※以下は一部の例です

(例)作業現場の厳しい環境を改善



スポットクーラー

(例)従業員の負担を軽減して仕事を効率化



配膳ロボット

(例)快適な職場で効率的に働く



応接室・会議室の整備

(例)働きやすい就業環境のルールを整備



就業規則作成

支援金に関する
お問い合わせ先

長崎県魅力ある職場づくり推進補助金コールセンター(業務委託先:株式会社エイチ・アイ・エス)



050-1748-5248

受付時間

平日10:00～17:00(土・日・祝日を除く)



中小企業・小規模事業者の皆さまへ こんなお悩みありませんか？



- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ☒ 「働き方改革」で何から手を付けたら良いか分からない。 ☒ 最低賃金が上がっているので、どう対応したらよいか知りたい。 ☒ パートタイマーと正社員の賃金等を見直したい。(同一労働同一賃金) ☒ 残業を減らしたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ☒ いろいろな助成金があるが、使い方が分からない。 ☒ 就業規則を見直したい。 ☒ 36協定の作り方を知りたい。 ☒ 働き方の選択肢を増やしたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な正社員制度 ・選択的週休3日制 ・勤務間インターバル制度 |
|--|--|

※これらは相談の一例です



＼ぜひ／
働き方改革推進支援センターにご相談ください！

労務管理等の専門家が全支援無料で以下の支援を行っています。

コンサルティング

ご希望日に専門家が貴社を訪問またはオンライン対応にて課題解決に向けた支援を行っています。

個別相談

電話・メール・来所による個別相談を行っています。

セミナー開催 講師派遣

全体説明や個別テーマなど、ご要望に応じたセミナーを行っています。

長崎働き方改革推進支援センター

〒850-0036 長崎市五島町3-3 プレジデント長崎205号

受付時間 平日 9:00～17:00

TEL 0120-168-610 FAX 095-893-8271

MAIL nagasaki@workstylereform.net

WEB <https://hatarakikataikaikaku.mhlw.go.jp/consultation/nagasaki/>

長崎働き方改革推進支援センター

検索



令和8年度 厚生労働省委託事業

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
受託者：全国社会保険労務士会連合会

令和8年4月1日作成版

長崎働き方改革推進支援センター

FAX番号

専門家による無料相談 FAX申込書

095-893-8271

メール・電話でもお申し込みいただけます。

申込日: 年 月 日

会社名 事業所名			
業種		従業員数	名 (うち非正規雇用労働者 名)
所在地	〒 -		
ご担当者氏名		担当部署/役職	
電話番号		メールアドレス	
相談希望日時 ※お申し込みいただいた後、専門家の選定・日程調整を行います。	第1希望 月 日 時から 第2希望 月 日 時から ☐ 専門家と後日日程調整を希望する		
相談内容 (複数選択可)	☐ 働き方改革で何から手を付けたら良いか分からない ☐ 長時間労働の是正 ☐ 同一労働同一賃金 ☐ 生産性向上(業務効率化・IT活用) ☐ 多様な働き方の実現(多様な正社員・勤務間インターバル・週休3日制) ☐ 人手不足解消に向けた雇用管理改善 ☐ 外国人、高齢者の雇用 ☐ 給与体系、就業規則の見直し ☐ 人材育成・教育訓練 ☐ 育児・介護休業規定の整備 ☐ ハラスメント対策 ☐ 女性の活躍推進 ☐ テレワーク勤務の導入 ☐ 補助金・助成金制度の活用 ☐ その他()		
専門家相談を知ったきっかけ	☐ 労働局からの紹介 ☐ ハローワークからの紹介 ☐ 厚生労働省HP(働き方改革特設サイト) ☐ 過去にセンターを利用したことがある ☐ よろず支援拠点からの紹介 ☐ 知人・取引先企業からの紹介 ☐ その他() ☐ 労働基準監督署からの紹介 ☐ 商工会議所・商工会からの紹介 ☐ 労働局HP ☐ 金融機関からの紹介 ☐ 案内ポスター・チラシ		

お問い合わせ先

長崎働き方改革推進支援センター 〒850-0036 長崎市五島町3-3 プレジデント長崎205号

TEL: 0120-168-610

MAIL: nagasaki@workstylereform.net

※ ご記入いただいた情報は当センターが厳重に管理し、本事業の目的以外では使用しません。

そのワイヤレス機器、 電波トラブル起こしてるかも！？

ー総務省九州総合通信局からのお知らせですー

総務省九州総合通信局では、電波を正しく利用していただくための広報活動及び不法無線局の取締りを強化しています。

電波は、警察や消防・救急、テレビ・ラジオ、スマートフォン・携帯電話など、社会のライフラインに使われています。電波の不正利用は社会生活に混乱を招く恐れがあります。私たちの暮らしの安心・安全のために電波はルールを守って正しく使いましょう！

電波の不正利用は、電波法違反、犯罪です。電波法には罰則があります。不法無線局を開設・運用すると1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金、不法電波で重要な無線通信を妨害した場合は5年以下の拘禁刑又は250万円以下の罰金に処せられます。

[電波の3つのルール]

①無線機器の使用の際は「技適マーク」㊦の確認を

「技適マーク」は、国内で使用できる無線機器のほとんどに表示されています。無線機器の購入・使用の際には、十分ご注意ください。

②外国規格の無線機器にはご注意ください

近年、インターネット等で外国規格の無線機器が販売されています。これらの無線機器の多くは日本の電波法令に合致していないため、国内では使用できない場合があります。外国規格の無線機器を使用するとほかの無線局等に妨害を与えるおそれがあるため、仕様や技適マークを確認して購入してください。

③電波の利用には、原則、免許が必要です

無線機器の使用には、原則、無線局の免許や無線従事者の資格が必要です。また無線局の運用には、免許状の掲示や無線従事者免許証の携帯など細かなルールがあります。

特に以下の事項にご注意ください。

※ご注意ください

○アマチュア無線は仕事に使えません。アマチュア無線を使用する場合はルールを守って運用してください。

○無線機器を改造して出力を大きくしたり、指定された周波数以外で運用することは禁止されています。

ー問合せ先ー

■総務省九州総合通信局

HP <https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>

○不法無線局、混信・妨害……TEL:096-312-8253 (受付)

○受信障害(テレビ・ラジオ)…TEL:096-326-7873

○電波利用料……………TEL:096-326-7843

○その他行政相談……………TEL:096-326-7819

電波のことなら

九州総合通信局へ



デンパ君

全ト協だより

宅配事業者と全国警察によるテロ対策の強化に向けた協力について（依頼）

標記の件について、警察庁警備局公安課より全ト協を通じて協力依頼がありましたので、お知らせいたします。

警察庁丁公発第59号

令和 8 年 6 月 1 日

公益社団法人全日本トラック協会

会長 寺 岡 洋 一 様

警察庁警備局公安課長

重 久 真 毅

宅配事業者と全国警察によるテロ対策の強化に向けた協力について（依頼）

謹啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より警察業務各般に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、過去のテロ等重大事件では、市販の薬品・部材を利用し、アパートの一室や自宅において手製銃や爆発物を製造、保管した事例がありましたが、もしその工作音や異臭について早期に把握できていれば重大事件の発生を未然に防止できたかもしれないとの指摘があります。

このため、警察では、武器の製造時に出るような異音、異臭に関連する情報をお持ちの方々に警察への通報を呼び掛けており、昨年春以降は、この種の情報に接することが多いと思われる業界の皆さまに協力を依頼してきたところですが、今般、宅配事業者の皆さまにも改めて協力をお願いしたいと存じます。

実際、過去には、宅配配達員の方が、その鋭敏な感覚により、空き家であるはずの部屋に荷物が届けられるという変化を見逃さず通報したことで、詐欺事件を解決した事例もありました。部屋の中から金属音や工作音がする、薬品や火薬の臭いがする、居住者が過度に防犯カメラを設置しているなど、宅配配達員の方々が不審に思ったことがあれば、各都道府県警察への情報提供をお願い申し上げます。この点について、各都道府県警察の担当者が各都道府県トラック協会に個別の協力依頼に伺わせていただきますので、事前に周知のほどお願い申し上げます。

今後も、テロ等重大事案への警戒を徹底する必要があるところ、迅速な情報共有について特段の御配慮をいただきますとともに、引き続き警察業務への御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

謹白

トラックドライバーの皆様へ



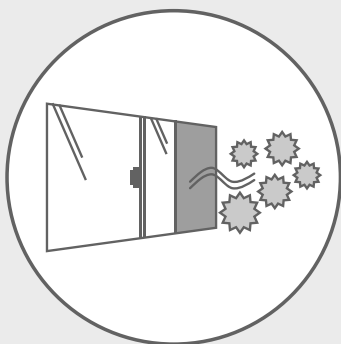
あれ!?

いつもと違う!

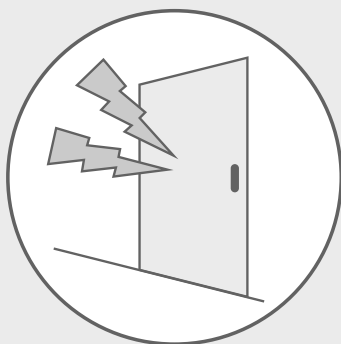
何かおかしい?

警察にご連絡ください

こんな気になることはありませんか?



薬品や火薬の臭いがする



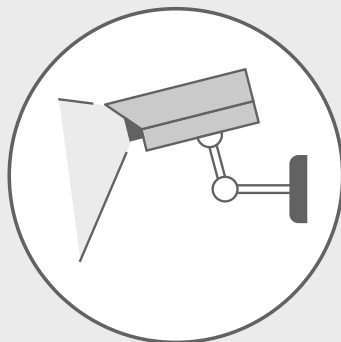
金属音や工作音がする



いつも対応する人が異なる



「衣類等」と書かれた荷物が
異常に重たい



居住者が過度に
防犯カメラを設置している



空き家のはずなのに
置き配依頼が頻繁にある

その他にも

- ・ 事務所となっているが、何の会社なのか分からない
- ・ 室内から大きな声が聞こえる

警察相談専用電話 #9110

又は

最寄りの警察署警備課
にご連絡ください

近代化基金融資貸出金利の 変更について

令和8年6月10日から長期プライムレートの引上げに連動して、近代化基金融資の貸出利率が次のとおり変更された旨、全ト協を通じて取扱金融機関から通知がありましたのでお知らせ致します。

記

1. 貸付利率

期 間	現行（改定前）	改定後
1 年以上～ 3 年以内	3.05%	3.15%
3 年超～ 7 年以内		
7 年超～ 10 年以内		

2. 実施日

令和8年6月10日



軽油価格の調査結果（4月分）

4月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

1. 単純集計価格

地区名 \ 区 分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
九州(沖縄除)	131.09	130.06	131.26
全国(沖縄除)	128.68	126.27	126.10

2. 元売別集計価格〈九州（沖縄除）〉

元売名 \ 区 分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	133.34	129.28	134.07
出光昭和シェル	130.57	131.70	128.82
キ グ ナ ス			
コ ス モ	129.50	126.20	136.85
そ の 他	126.63	130.79	129.15

3. 月間購入量別価格〈九州（沖縄除）〉

月間購入量 \ 区 分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロ リットル未満	131.46	130.99	131.90
30～50キロ リットル未満	127.20	129.76	120.65
50～100キロ リットル未満	134.70	127.58	131.80
100キロ リットル以上	128.98	122.99	132.80

4. 支払期限別価格〈九州（沖縄除）〉

支払期限 \ 区 分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30 日 未 満	132.99	137.17	117.45
30～60日未満	129.52	130.27	132.13
60 日 以 上	148.64	121.54	131.80

5. 軽油価格推移〈九州（沖縄除）〉

月 別 \ 区 分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2025 年 12 月	116.10	107.34	118.33
2026 年 1 月	113.76	102.47	119.13
2026 年 2 月	117.71	105.63	119.19
2026 年 3 月	134.13	129.99	132.87
2026 年 4 月	131.09	130.06	131.26

※消費税抜きの価格

国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について

令和8年度の運行管理者基礎講習および一般講習が、下記のとおり開催されます。

インターネットまたはFAXにて実施機関に直接お申込みください。

【お申込み・お問い合わせ先】

◇(独法)自動車事故対策機構(ナスバ) 長崎支所 TEL:095-821-8853

インターネット予約 <https://www.nasva.go.jp/>

◇(株)おんが自動車学校 TEL:093-293-2359 FAX:093-293-2427

インターネット予約 <https://koshukaiyoyaku.jp/sunschool>

◇(有)新西海自動車学校 TEL:0959-27-0136 FAX:0959-27-1778

インターネット予約 http://www.shinsaikai.com/class_unkan.html

※申込用紙は、各実施機関または長崎県トラック協会のホームページよりダウンロードしてください。

(自動車事故対策機構はインターネット予約のみ)

【受講手数料】

基礎講習:8,900円

一般講習:3,200円(協会会員は、全額助成金が適用されます。)

※原則、助成の対象となるのは同一年度内で1人1回までとなります。

※自動車事故対策機構が実施する「eラーニング(eナスバ)」は受講完了が助成の条件となります。(一般講習のみ)

※講習開始後の返金はできません。当日会場受付にて、なるべくお釣りのないようお願いします。

※令和7年度より修了証明の方法が「手帳」から「修了証明書」に変わりました。(自動車事故対策機構、新西海DS)

【持ってくるもの】筆記用具

(自動車事故対策機構) 予約確認書、身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)

(おんがDS) 運行管理者講習手帳(講習手帳をお持ちでない方は、写真1枚「縦3.0cm×横2.4cm」)、予約申込書

(新西海DS) 身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)

【受付時間及び講習時間】 ※講師等の都合により時間に変更になることもあります。

実施機関	受付時間	区分	講習時間	
自動車事故対策機構	9:15～9:50	基礎講習	1日目	9:50～17:00
			2日目	10:00～16:00
			3日目	10:00～16:00
		一般講習	9:50～16:00	
おんが自動車学校	9:00～9:30	一般講習	9:30～16:00	
新西海自動車学校	9:30～10:00	基礎講習	1日目	10:00～17:00
			2日目	10:00～17:00
			3日目	10:00～15:00
		一般講習	10:00～16:00	

1. 基礎講習

回数	実施日	実施場所	定員	主催
第1回	6月10日(水)～6月12日(金)	長崎市「TBM長崎ビル地下会議室」	30名	自動車事故対策機構 長崎支所
第2回	6月23日(火)～6月25日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第3回	6月29日(月)～7月1日(水)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第4回	11月17日(火)～11月19日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第5回	11月24日(火)～11月26日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第6回	12月9日(水)～12月11日(金)	長崎市「ナスバ長崎支所」	16名	自動車事故対策機構 長崎支所

2. 一般講習

回数	実施日	実施場所	定員	主催
第1回	6月19日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第2回	7月2日(木)	佐世保市「アルカス SASEBO 3階 会議室」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第3回	7月4日(土)	島原市「有明文化会館」	80名	新西海自動車学校
第4回	7月10日(金)	長崎市「ナスバ長崎支所」	16名	自動車事故対策機構 長崎支所
第5回	7月25日(土)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校
第6回	7月29日(水)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第7回	8月6日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	16名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第8回	8月21日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第9回	8月29日(土)	平戸市「たびら活性化施設」	40名	新西海自動車学校
第10回	9月3日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	6名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第11回	9月4日(金)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第12回	9月17日(木)	五島市「福江文化会館」	30名	新西海自動車学校
第13回	9月18日(金)	新上五島町「有川鯨賓館」	20名	新西海自動車学校
第14回	9月29日(火)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校
第15回	10月1日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	16名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第16回	10月4日(日)	西海市「新西海自動車学校」	40名	新西海自動車学校
第17回	10月16日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第18回	11月5日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	6名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第19回	11月14日(土)	北松佐々町「佐々町文化会館」	40名	新西海自動車学校
第20回	11月20日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第21回	12月3日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	16名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第22回	1月7日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	6名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第23回	1月20日(水)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第24回	1月29日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第25回	2月4日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	16名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式



令和 8 年度定時総会の開催状況

(公社)長崎県トラック協会は、6月17日(水)午後3時から長崎市大黒町「ホテルニュー長崎」において、会員441名(内委任状364名)が出席し、令和8年度定時総会を開催しました。

総会は、定足数の報告で始まり、全ト協会長表彰「正しい運転・明るい輸送運動(2事業所2名と1事業所)」、「優秀運転者表彰(6名)」、県ト協会長表彰「永年勤続表彰(79名)」を行った後、議長に馬場会長を選出し議事に入り、上程された次の議案



馬場会長

第1号議案 令和7年度会務及び事業報告について

第2号議案 令和7年度決算報告について

(貸借対照表・正味財産増減計算書・財務諸表に対する注記・財産目録)

について審議され、いずれも原案通り承認されました。

第1号報告 令和8年度事業計画について

第2号報告 令和8年度収支予算について

報告を行った後、

第3号議案 役員の選任について 推薦があった理事、監事候補者について審議され、原案通り承認されました。

なお、新たな理事、監事に就任された方は次のとおりです。

新理事 道津 英大 (上五島支部)(有)道津運送

新監事 古川 智憲 (東彼支部)(株)東部運輸

専務理事 豊永 孝文 (本部)(公社)長崎県トラック協会

本総会に続いて開催された陸災防長崎県支部通常総会の終了後、来賓にご臨場をいただき、

長崎県知事 平田 研 様

九州運輸局長崎運輸支局長 貴島 高啓 様

長崎労働局長 高西 盛登 様

長崎県警察本部長 前田 勇太 様(代理宮崎交通部長様)

それぞれのお立場からの祝辞をいただきました。

このほか、ご出席いただいた来賓の皆様の紹介後に開催された懇談会は、終始和やかな雰囲気の中、盛会裏に終わりました。



総会風景



平田長崎県知事



貴島長崎運輸支局長



高西労働局長



宮崎県警交通部長



表彰風景



道津新理事



古川新監事



豊永専務理事

令和 8 年度長崎県総合防災訓練等に参加

当協会では、梅雨時期を前に 5 月 23 日(土)の海上自衛隊佐世保地方隊災害派遣実動訓練「西海レスキュー2026 in 長崎ベイ」及び 5 月 30 日(土)の令和 8 年度長崎県総合防災訓練に参加しました。

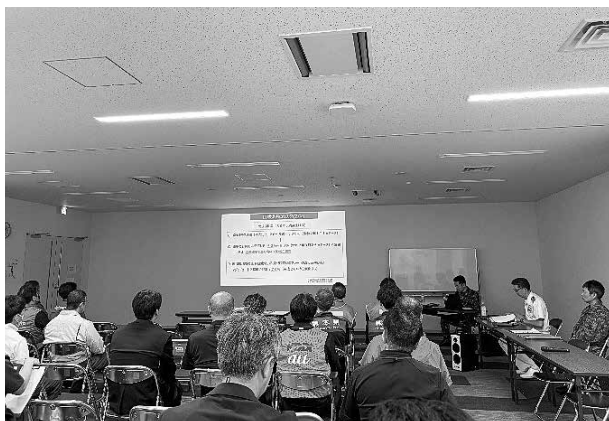
海上自衛隊訓練は、長崎県庁前防災広場で行われ、海上自衛隊の災害対処能力の紹介及び大規模災害発生時における自治体や関係機関等との連携強化を図るための防災意見交換会が行われました。当協会からは、豊永参与ほか 2 名が参加しました。

県総合防災訓練は、県、諫早市、大村市の主催で大村市の陸上自衛隊大村駐屯地等で行われ、「5 月 30 日未明から強い雨が降り始め、明け方から諫早市・大村市を中心に非常に激しい雨に変わり、がけ崩れ・土石流・河川のはん濫などの重大な気象災害が発生する可能性が高くなった。このような状況の中、長崎県東部を震源とする M7.1 の地震が発生し、諫早市・大村市を中心とした地域で家屋の倒壊、地すべり、火災等が発生、電気・ガス・通信施設等に甚大な被害が出た模様である。また、一部の集落については、道路の損壊により孤立した可能性がある」との想定のもと、平田知事をはじめ 65 機関約 1000 名が参加し実施されました。

当協会からは、馬場会長、村里大村支部長ほか 4 名と幸運トラック(株)から社員 5 名が参加し、幸運トラック(株)の車両協力を得て、『緊急物資輸送』の横断幕を張ったトラックに緊急物資を積載し、大村市内公民館までの救援物資輸送訓練を行いました。

トラック輸送は、生活と経済を支える「ライフライン」であり、自然災害の際にも重要な役割を果たしています。当協会では、自然災害などの緊急時に国や地方自治体等と連携し、優先的かつ迅速な緊急・救援輸送ができるような体制づくりに努めておりますので、引き続き会員各位のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【西海レスキュー2026 in 長崎ベイ】



【長崎県総合防災訓練】



令和 8 年度助成事業について

1. 主な留意点

- ①全助成事業で**事前申請**としています。(健康診断受診促進助成事業を除く)
 <申請の流れ> 装置、車両の導入前、自動車学校への申込前に申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 導入、免許等取得 ⇒ 実績報告 ⇒ 助成金交付
- ②装置関係は指定の機器があります。詳細は協会へお問い合わせください。
- ③**申 請 期 間：7／1（水）～12／18（金）** ※免許等取得促進助成事業は**1／29（金）**まで
実績報告期限：2／19（金） ※運転記録証明書促進助成・適性診断受診促進助成事業は**3／19（金）**まで
 3月導入・実施分は助成の対象外となりますので、助成を希望される場合は計画的な導入を行って下さい。

2. 助成事業一覧

助成事業		概 要
ドライブレコーダー	事業内容	別に定める対象車載器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。(国補助金との併用は不可)
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.12.18 実績報告期限：令和 9.2.19
	対象機器・装置	全日本トラック協会が標準型、運行管理連携型に指定した機器
	助成金額	標準型：機器価格(税抜)の1/2（上限5千円／台） 運行管理連携型：機器価格(税抜)の1/2（上限1万円／台）
安全装置等	事業内容	別に定める対象機器の導入について、助成を行います。(国補助金との併用は不可)
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.12.18 実績報告期限：令和 9.2.19
	対象機器・装置	①後方視野確認支援装置 ②側方衝突監視警報装置 ③アルコールインターロック ④I T点呼に使用するアルコール検知器 ⑤トルクレンチ ⑥自動点呼機器
	助成金額	①③④：機器価格(税抜)の1/2(上限2万円／台) ②機器価格(税抜)の1/2（上限10万円） ⑤取得価格(税抜)の1/2(上限3万円) ⑥導入費用(周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む) (上限10万円)
	その他条件等	* ②は、車両総重量7.5トン以上の事業用トラックに装着した場合に限る。 * ②をトラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5トン以上のものに限る。 * ④は、I T点呼に使用するアルコール検知器については、Gマーク取得事業所に限る。 * ⑤は、600N・m以上の締め付け能力を有するもの1事業所1台 ⑥は、1事業者1台ただしGマーク取得事業者は2台
アルコール検知器	事業内容	アルコール検知器の導入について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.12.18 実績報告期限：令和 9.2.19
	対象機器・装置	全ての機器が対象 * 協会では特定の機種を指定や推薦することはありません
	助成金額	機器価格(税抜)の1/2（上限2万円／台）
	その他条件等	* Gマーク事業所におけるI T点呼に使用するアルコール検知器については、安全装置として助成を行います。 * 来年度以降の助成事業継続が未定の為、今年度中の導入を促進します
血圧計	事業内容	血圧計を導入した場合、助成金を交付します。※助成対象機器等については全ト協基準に準じます。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.12.18 実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	1台あたり装置の取得価格の2分の1（上限5万円／台）
S A S スクリーニング 検査	事業内容	指定する検査・医療機関で健康保険適用外である第1次検査および第2次検査を受検する際、助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.12.18 実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	第1次検査および第2次検査の合計費用の半額（上限2,500円／人）
安全運転研修 (ドライバー等 安全教育訓練 促進)	事業内容	指定研修施設にドライバー等を派遣し、安全運転教育（研修）を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	研修費（宿泊費等含）の全額又は一部及び交通費（離島地区外5千円、離島地区1万円） ①一般運転者・初任運転者・指導監督者研修（1泊2日）：55,440円（受講料の全額）＋交通費 ②一般・初任ドライバー研修（2泊3日）：53,900円（受講料77,000円の7割）＋交通費 ⇒全ト協特別研修 ③添乗・指導管理者研修（2泊3日）：53,900円（受講料77,000円の7割）＋交通費 ⇒全ト協特別研修 * 受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付 * ②③について、Gマーク取得事業所の場合は受講料の全額助成（77,000円）
	助成上限	研修1回あたり1事業者2名まで
初任運転者 特別指導講習会	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	特別指導教育（初任）の対象者
	助成金額	研修費の全額 年10回
高齢運転者 安全運転研修	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	60才以上の方を対象としたカリキュラムとなります。※適齢運転者に対する特別指導には該当しません。
	助成金額	研修費の全額 * 適齢診断を受診することが出来ます。 * 講習受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付
	助成上限	研修1回あたり1事業者2名まで

助成事業		概 要
健康診断 受診促進	事業内容	会員がその事業用自動車の運転者に対し、健康診断を受診させた場合、助成を行います。 ※助成対象者は事業用自動車の運転者に選任された者のみで、その他従業員等は助成対象ではありません。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.2.19 ※令和 8 年 4 月以降の受診が助成対象です。
	助成上限	車両数の 1、2 倍まで
	助成金額	運転者 1 名につき 1,500 円
安全性評価事業 認定促進	事業内容	安全性優良事業所の認定を受けた会員事業者に対し、ステッカーを助成（交付）します。
	申請期間	申請期間：認定公表から 2 週間以内
運転記録証明書 取得促進	事業内容	会員がその事業用自動車の選任運転者及び新規採用者に係る運転記録証明書を取得した場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 8.4.1～令和 9.3.19
	助成上限	車両数の 1、2 倍まで
	助成金額	運転者 1 名につき 800 円
適性診断 (特定)	事業内容	適性診断（特定）の受診料の一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 8.4.1～令和 9.3.19
	対象診断	①初任診断 ②適齢診断
	助成金額	3,800 円 *助成金は診断実施機関へ直接交付
適性診断機器 (一般)	事業内容	別に定める指定適性診断機器を導入する場合、導入費用の一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.12.18 実績報告期限：令和 9.2.19
	助成上限	1 台まで
	助成金額	指定機器 1 台につき 20 万円
環境対応車	実施主体	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック：協調（県ト協、国、全ト協）
	事業内容	環境対応車を導入する際、種別に応じて、助成を行います。
	申請期間（県ト協）	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.12.18 実績報告期限：令和 9.2.19
	対象	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ③電気自動車 ④燃料電池自動車 *令和 8.4.1～令和 9.2.19 までに導入（支払）が完了するもの
	助成上限	1 事業者 1 両まで
	助成金額	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ※お問合せ下さい。
アイドリング ストップ 支援機器	事業内容	別に定める対象機器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.12.18 実績報告期限：令和 9.2.19
	対象機器・装置	①蓄熱マット ②エアヒータ ③車載バッテリー式冷房装置
	助成金額	①蓄熱マット：5,000 円（全額：県ト協） ②エアヒータ：機器価格の 1/2 *上限 6 万円（全額：全ト協） ③車載バッテリー式冷房装置：機器価格の 1/2 *上限 6 万円（全額：全ト協）
グリーン経営 認証促進	事業内容	グリーン経営認証制度において、認証・登録又は更新に要した費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.12.18 実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	新規 7 万円、更新 5 万円 *費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
信用保証料	事業内容	セーフティーネット関連の信用保証協会融資にかかる保証料について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.12.18 実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	保証料の 1/2（県ト協：1/4 全ト協：1/4）※一年度一事業者あたり上限 20 万円
免許等取得	事業内容	会員がその従業員に対し、各種免許等を取得させる場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 9.1.29 実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	準中型新規：4 万円、準中型限定解除：2 万 5 千円、特例教習：受講費用(税抜)の 1/3(上限 10 万円)、 大型・中型・けん引：取得費用(税抜)の 1/2(上限:大型 15 万円、中型・けん引 10 万円) フォークリフト：31 時間・35 時間講習 1 万円、11 時間・15 時間講習 5 千円
	その他条件等	協会指定研修の受講（特例教習、フォークリフトを除く）
中小企業大学校	事業内容	会員がその従業員等に対象となる中小企業大学校講座を受講させた場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.12.18 実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	受講料の 2/3（県ト協 1/3・全ト協 1/3）
働きやすい職場 認証取得促進	事業内容	働きやすい職場認証制度において、新規認証取得又は認証継続にかかる費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.12.18 実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	新規 3 万円、継続 2 万円 *費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
運行管理者 一般講習	事業内容	会員がその運行管理者等に運行管理者講習（一般）を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	受講者 1 名につき 3,200 円 ※e ナスバは受講完了した場合のみ助成対象

適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について

令和8年度に実施する適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修（講習）は下記のとおりです。

お申込については直接各実施機関へ行って下さい。

講習の受講料は無料（協会が全額助成）となりますが、各講習会の受講者数に制限がありますのでご注意ください。

◆適性診断（適齢・初任） ＊開催予定表 A

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②診断日：毎月（2月、3月を除く）
- ③備考：特定の運転者（65才以上の運転者、新たに運転者として選任した者）が対象となる適性診断

◆初任運転者向け

・初任運転者特別指導講習会 ＊開催予定表 B

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②講習日程：2日間（年10回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）による座学（一部実車を用いた内容含む）での講習

・安全運転研修（初任運転者コース） ＊開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年7回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）及び安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

◆高齢運転者向け

・高齢運転者安全運転研修 ＊開催予定表 C

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校（西海市）
- ②講習日程：1日間（年1回開催予定）
- ③備考：高齢運転者における安全運転意識向上及び運転技術の改善を図るための講習

◆一般運転者向け

・安全運転研修（一般運転者コース） ＊開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年7回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目）及びより安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

◆添乗指導者向け

・添乗（同乗指導者研修） ＊開催予定表 E

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年1回開催予定）
- ③備考：運転者と同乗し、市街地走行などの運転行動を観察し指導ができる添乗者（同乗）育成のための研修

※おんが自動車学校で開催する研修（開催予定表D）では、一部内容が初任運転者、一般運転者の同時受講となります。

開催予定表

	診断・講習種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
長崎開催 (新西海)	A 適性診断（適齢・初任）	14・15	12・13	1・2	6・7	4・5	8・9	19・20	9・10	7・8	12・13
	B 初任運転者特別指導講習会	16～17	14～15	3～4	8～9	6～7	10～11	21～22	11～12	9～10	14～15
	C 高齢運転者安全運転研修						2				
福岡開催 (おんが)	D 一般・初任貨物運転者研修		16～17	20～21	18～19		12～13	10～11	7～8		16～17
	E 添乗（同乗）指導者研修						26～27				
	全ト協 一般・初任運転者研修	11～13		6～8				17～19	21～23		
	添乗・指導管理者研修				11～13						

※行事等により日程が変更となる場合があります。 ※全ト協指定コースについての詳細は協会へお問合せ下さい。

【お問い合わせ先】 長崎県トラック協会（担当：佐藤・川浪）：TEL 095-838-2281／FAX 095-839-8508
 新西海自動車学校（担当：横坂・植田）：TEL 0959-27-0136／FAX 0959-27-1778
 おんが自動車学校（担当：江頭・山口）：TEL 093-293-2359／FAX 093-293-2427



申 込 書

(適性診断・初任運転者特別指導講習)

(受 付 済 印)

申込日 令和 年 月 日

(フリガナ)

事業所名 (営業所名)

〒

事業所住所

申込責任者名

連絡先(TEL)

※
(FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信 FAX をしますので必ずご記入下さい。

	フリガナ	適性診断 (診断種類に☑ 受診日を記入)	初任講習 (受講日を記入)	☆適性診断受診日時 (自動車学校記入欄)
	受講者氏名			
	生年月日 (年齢)			
1		☐ 初任 ☐ 適齢 (月 日)	☐ 受講する (月 日 ~ 月 日)	月 日 時 分開始
	昭和・平成 年 月 日 (歳)	☐ 受診しない	☐ 受講しない	
2		☐ 初任 ☐ 適齢 (月 日)	☐ 受講する (月 日 ~ 月 日)	月 日 時 分開始
	昭和・平成 年 月 日 (歳)	☐ 受診しない	☐ 受講しない	
3		☐ 初任 ☐ 適齢 (月 日)	☐ 受講する (月 日 ~ 月 日)	月 日 時 分開始
	昭和・平成 年 月 日 (歳)	☐ 受診しない	☐ 受講しない	

【実施場所】 **長崎県トラック協会研修会館** (新西海自動車学校東長崎事務所)
所在地: 長崎市松原町2651-3

【適性診断お申し込みの方】

※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。

※開始時間 10 分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。(受診時間は約 2 時間)

○持 参 品 ①運転免許証 ②受診料金 事業所負担 1,000 円 (残りは県トラック協会の助成となります)

【初任講習お申し込みの方】

○受付時間 8:30 ~ 9:00

○講習時間 9:00 ~ 17:30

○持 参 品 筆記用具、ヘルメット及び手袋 (2 日目のみ必要)

○そ の 他 ・昼食(弁当)を希望される方は当日に受付いたします。

・申込期限は、開催日2日前 (ただし、定員になり次第締め切りとなります)

☆ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

申 込 先



新西海自動車学校

※実施場所ではありませんのでお間違いないようお願いします

西海市西彼町上岳郷 1 2 3 8 - 3

TEL 0959-27-0136

FAX 送信先 0959-27-1778

高齢運転者安全運転研修申込書

(適齢診断のみのお申込みは、この用紙ではありません。)

令和 8 年 月 日

受付済印

事業所名

〒

事業所住所

申込責任者名

予約確認書を FAX しますので必ずご記入下さい。

(TEL)

(FAX)

	フリガナ	日頃乗務している 車両の種類 (該当するすべてに○印)	適齢診断の受診希望 研修当日、適齢診断の受診を希望するか ※受診時間は約2時間	☆後日、自動車学校 で適性診断の受診を 希望する場合は
	受講者氏名			
	生年月日(年齢)			
1		大型・中型・準中型 ・普通・その他	☐ 研修当日の受診希望 (☐ 15:00～ ☐ 16:30～) ☐ 希望しない	☐ 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			
2		大型・中型・準中型 ・普通・その他	☐ 研修当日の受診希望 (☐ 15:00～ ☐ 16:30～) ☐ 希望しない	☐ 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			
3		大型・中型・準中型 ・普通・その他	☐ 研修当日の受診希望 (☐ 15:00～ ☐ 16:30～) ☐ 希望しない	☐ 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			

【実施日】 令和8年9月2日(水)

【実施場所】 新西海自動車学校

【研修時間等】 ●受付時間 9:00～ 9:30
●研修時間 9:30～15:00
●実施場所 新西海自動車学校
●その他 昼食(弁当)の希望有無は別途案内予定

- ・研修当日に適齢診断の受診を希望される場合、人数が限られていますので先着順といたします。
後日の受診日については、別途日程の打ち合せをいたします。(適性診断の受診料は、一部事業所負担)
- ・「運転者に対して行う指導及び監督の指針」による適性診断の結果を踏まえて行う指導は含まれていません。
- ・ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

新西海自動車学校

西海市西彼町上岳郷1238-3

TEL 0959-27-0136

FAX 0959-27-1778

貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

【ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会 殿

会社住所	〒 -		
会社名称			
営業所名			
代表者名			
担当者名		担当者携帯	
連絡先	TEL	FAX	

弊社（店）従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

1. 希望コース（希望するコースを1つ選び、選択欄に ○ 印を付けてください。）

No.	研 修 内 容	選択欄(○印)
1	一般運転者研修 2 日 (13 時間)	
2	初任運転者研修 2 日 (15 時間)	
3	添乗（同乗）指導者研修 2 日 (13 時間) ※初任運転者に対する特別な指導の実技 20 時間以上の市街地走行などの運転行動を観察し、助言指導ができるための研修	

2. 受講者及び研修コース

①希望研修コースは、上記 1 の 研修No. を記入してください。

②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

フリガナ 受講者氏名	性別	年齢	生年月日	採用 年月日	希望研修コース		初任診断(希望者) 別途診断料が必要です
					研修No.	講習日	
	男	歳	年 月 日	年 月 日			希望する・しない 指導要領：要・不要
	女	歳	年 月 日	年 月 日			希望する・しない 指導要領：要・不要

※交通費助成申請 ☐ 離島地区外：5千円 ☐ 離島地区（五島、上五島、壱岐、対馬）：1万円

【 注 意 】

※ 研修 1 回あたり 1 事業者 2 名まで

※ 受講料（55,440 円）に係る助成金は協会から研修機関へ、交通費助成は会員へ交付します。

※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。

※ お申し込みは、当申込書を講習日の 10 日前までに、下記の研修施設へ F A X で提出してください。

・ **ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）F A X 093-293-2427**

※初任診断で指導要領（管理者用）がご必要な場合は別途、発行料金（200円）をいただきます。

○事務処理欄（記入しないでください。）

受付印

事業者 各位

引越基本講習の開催について

受講を希望される方はお申込みいただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和8年9月7日（月）10時00分～16時00分（予定）
受付9時30分～9時50分
2. 場 所 （公社）長崎県トラック協会 研修会館
3. 受講対象者 引越業務実務経験者（予定される方も含む）
4. 講習内容 引越業界の現状について / 標準引越運送約款等の解説
5. 定 員 数 20名
6. 申込方法 別紙の申込書 兼 受講票に必要事項を記入し、令和8年8月24日（月）必着にてお申し込み下さい。
7. 受講費 協 会 員：2,000 円 / 非協会員：3,500 円
8. 持 ち 物 筆記用具（講習最後にテストを行いますので、赤ペンもご持参下さい。）

以上

〔様式1〕

NO. _____

(A) 引越基本講習 〔申込書 兼 受講票〕

長崎県	トラック協会
-----	--------

※所属協会名を記入して下さい。

協会コード

0 4 2

協会員 ・ 非協会員

※どちらかに○を付けて下さい

受講コード

(個人コード)

0

① 氏 名

せい	めい
姓	名

※ふりがなを必ず記入して下さい。

※通常のパソコンで表示できる範囲の漢字を使用して下さい。

② 生年月日

年 月 日

※西暦で記入して下さい。

③ 性 別

男 性 ・ 女 性

※どちらかに○をして下さい。

④ 事業所名

会社名

営業所／支店名

※正式名称で記入して下さい。

⑤ 事業所住所

〒	—	都道府県
---	---	------

⑥ 電話番号・FAX

—	—
---	---

—	—
---	---

※受講者本人と連絡のつく事業所の電話番号・FAX番号を市外局番から記入して下さい。

※受講者本人が、記載漏れの無いよう太枠内①～

⑥に記入して下さい。

受講日

R

8 年

9 月

7 日

受講地

長崎県

※提出いただいた個人情報については、引越講習修了証発行に係る業務以外には使用致しません。また、この書類は返却致しませんのでご了承下さい。

公益社団法人全日本トラック協会

【当日持参して頂くもの】

☐ 筆記用具

※当日確認テストを行います。

自己採点用の赤ペンもご用意下さい。

令和8年7月

事業者 各位

公益社団法人長崎県トラック協会

会 長 馬場 邦彦

(公印省略)

引越管理者講習の開催について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営等につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、引越事業者各実務担当者（見積り・作業・応対・管理者）への標準引越運送約款他関係法令の周知徹底のための「引越管理者講習」を開催いたします。

また、本講習は、全日本トラック協会が運営しております引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の申請資格における、“申請するすべての事業所に「引越管理者講習修了者」を配置”のための役割も併せ持っております。

受講を希望される方はお申込みいただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和8年9月8日（火） 10時00分～16時00分（予定）
受付9時30分～9時50分
2. 場 所 （公社）長崎県トラック協会 研修会館
3. 受講対象者 平成17年度以降の全ト協統一形式引越基本講習を受講された方
※2022年度以前の引越管理者講習修了者の方は更新が必要になります。
4. 講習内容 引越に係るクレーム相談（全ト協に寄せられた引越相談）
見積、請求、延期、破損等について（個人研究・グループ討議）
5. 定 員 数 20名
6. 申込方法 別紙の申込書 兼 受講票に必要な事項を記入し、令和8年8月24日（月）必着にて
お申し込み下さい。（締め切り後の受付はいたしません。）
7. 受講費 協 会 員：2,000 円 / 非協会員：3,500 円
※引越専門部会員は、部会より全額助成します。1事業所2名まで）
8. 持 ち 物 ☐ 筆記用具
☐ 名刺（複数枚）
☐ （※前日基本講習を受講された方は、講習で使用したテキストをご持参下さい。）
※管理者講習修了証の顔写真貼付は廃止されました。

以上

〔様式2〕

NO.

(B) 引越管理者講習〔申込書 兼 受講票〕

長崎県	トラック協会
-----	--------

※所属協会名を記入して下さい。

協会コード

0 4 2

協会員 ・ 非協会員

※どちらかに○を付けて下さい

受講コード
(個人コード)

										0
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

① 氏 名

せい	めい
姓	名

※ふりがなを必ず記入して下さい。

※通常のパソコンで表示できる範囲の漢字を使用して下さい。

② 生年月日

年	月	日
---	---	---

※西暦で記入して下さい。

③ 性 別

男 性	・	女 性
-----	---	-----

※どちらかに○をして下さい。

④ 事業所名

会社名	営業所／支店名
-----	---------

※正式名称で記入して下さい。

⑤ 事業所住所

〒	—	都道府県
---	---	------

⑥ 電話番号・FAX

—	—	—	—
---	---	---	---

※受講者本人と連絡のつく事業所の電話番号・FAX番号を市外局番から記入して下さい。

※**受講者本人が、記載漏れの無いよう太枠内①～⑥に記入して下さい。**

受講日

R

8 年

9 月

8 日

受講地

長崎県

※提出いただいた個人情報については、引越講習修了証発行に係る業務以外には使用致しません。また、この書類は返却致しませんのでご了承下さい。

公益社団法人全日本トラック協会

【当日持参して頂くもの】

☐ 筆記用具

☐ 名刺

※グループ討議の際、名刺交換致しますので複数枚ご持参下さい。

☐ 引越講習テキスト

※前日基本講習を受講されている方は基本講習で使用了テキストをご持参下さい。

各部会 総会の開催状況について

【食料品部会】

食料品部会では、5月13日(水)14時30分より、長崎県トラック協会研修会館において、会員41名に対し33名（内委任状20名）が出席し、令和8年度通常総会を開催しました。

総会は、事務局の開会と定足数の報告で始まり、議長に松尾部会長を選出し、上程された次の議案、

1. 令和7年度事業報告・収支決算について
2. 令和8年度事業計画・収支予算について

について審議され、いずれも原案どおり承認されました。

.....

【引越専門部会】

引越専門部会では、5月13日(水)15時30分より、長崎県トラック協会研修会館において、会員37名に対し、36名（内委任状22名）が出席し、令和8年度定期総会を開催しました。

総会は、事務局の開会と定足数の報告で始まり、議長に塩塚部会長を選出し、上程された次の議案、

1. 令和7年度事業報告及び収支決算報告について
2. 令和8年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

について審議され、いずれも原案どおり承認されました。

.....

【重量部会】

重量部会では、5月29日(金)15時30分より、長崎市新地町「長崎バスターミナルホテル」において、会員14名に対し、13名（内委任状3名）が出席し、令和8年度通常総会を開催しました。

総会は、事務局の開会と定足数の報告で始まり、議長に古川部会長を選出し、上程された次の議案、

1. 令和7年度事業報告及び収支決算報告について
2. 令和8年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

について審議され、いずれも原案どおり承認されました。

【青年部新成会】

青年部新成会では、5月29日(金)16時30分より、長崎市新地町「長崎バスターミナルホテル」において、会員25名に対し22名（内委任状7名）が出席し、令和8年度通常総会を開催しました。

総会は、事務局の開会と定足数の報告で始まり、議長に境会長を選出し、上程された次の議案、

1. 令和7年度事業報告・令和7年度収支決算報告について
2. 令和8年度事業計画・令和8年度収支予算について
3. 青年部新成会規約改正について（会費について）
4. その他

について審議され、いずれも原案どおり承認されました。

【女性部会】

女性部会では、6月24日(水)11時30分より、諫早市宇都町「ホテルグランドパレス諫早」において、会員24名に対し、22名（内委任状15名）が出席し、令和8年度定期総会を開催しました。

総会は、事務局の開会と定足数の報告で始まり、議長に井石会長を選出し、上程された次の議案、

1. 令和7年度事業報告・収支決算報告について
2. 令和8年度事業計画・収支予算について

について審議され、いずれも原案どおり承認されました。

3. 役員改選について

任期満了に伴う役員改選は、新理事7名（再任7名）、新監事2名（新任1名、再任1名）が満場一致で承認されました。

その後行われた新理事による互選により、

会 長 井石八千代（再任） (株)井石

副会長 菅 博子（再任） (株)深町組

副会長 金子 幸枝（再任） (株)丸鷹

副会長 平岡ゆかり（再任） (有)長崎水産運輸

が就任されました。

令和七年一月三十一日午前七時前の事です。兵庫県姫路市の山陽自動車道下り線姫路東インターチェンジを過ぎて最初のトンネルを抜けた市川橋手前での事。

左側第一通行帯を走行中、走行車線上や道路左側路肩に大量のゴミの落下物を発見しました。ビニール片や綿状の断熱資材など、結構な量が落ちていました。硬そうな物では無いので注意しながら、走行すれば大丈夫と判断してしまいました。数台前の大型車や他の乗用車も特別に変なアクションもとっていなかった為、そう判断してしまいました。

しかし、一台前の乗用車が他車とは違う行動。スピードを八十キロ弱くらいまで落としました。「慎重に運転しているなあ」と思った矢先の事でした。本当にコンマ数秒の事だと思います。突然、急ブレーキを掛けて、そのまま停車しました。

「あっ」と思う間もなく、私も慌てて急ブレーキを掛けました。運悪く凍結防止剤が散布されていて、タイヤがロックし音も無くただただ滑り、このままだと追突してしまうと思いました。何としても事故だけは避けなければと、右ミラーで追い越し車線を確認しました。明らかに速い速度で二台のヘッドライトが近づいて来ていました。

頭の中で、「第一通行帯の停止車両と追い越し車線を勢いよく来ている走行車両の間に入ると何とかなるかあ？」と考えられるギリギリの間隔に入ったつもりでした。停止車両を交わし、一台目の走行車両は、何とか衝突せずにすり抜けてくれたのですが・・・。

二台目の後方から来た走行車両が無理でした。私の大型トラックのコンテナ中程からフロントバンパーまで、相手乗用車の左側が接触していました。事故のきっかけとなった乗用車と接

触した乗用車、私の大型トラックが路肩へ避けて停車しました。相手の方にケガは無いか確認し、きっかけとなったドライバーに話を聴くと「大きいゴミが走行車線上に有り、車両を緊急停車させた」と言われ「すいませんでした。」とっていました。直ぐに警察へ連絡を入れて自車の後方へ三角停止表示板を設置している時、道路公団のパトロールカーが到着し、発炎筒と三角コーンを素早く設置し、周辺の落下物の処理を行っていました。その後、警察車両も到着し、警察官の方が最初に事故にあった方から事情を聴くとの事で、トラックの中で待機するように指示されました。

私は、設置した三角停止表示板を片づけてトラックへ戻ろうとしていた時、後続から走行して来た車両のドライバー、最初に事故にあった方の声が聞こえました。「オートクルーズだから無理！」警察官の「なぜ、停まらなかったの？」という質問に対してでした。急に停まる事など想定していないのだろうと感じました。当然、高速道路上で、私も停まる事など想定していませんでした。

警察官から、「きっかけとなったドライバーの方から、急停止してすいませんでした」と言っていたと聞きました。では、なぜ自分かと思っていた時、警察官の方から「高速道路は公道なので、運転が上手い人も居れば、下手な人も居ます」と言われました。普通車であれば回避行動が取れたのではと思いましたが、判断は人それぞれなので仕方が無いのですが、今の日本で、無事故にする為には、私たちトラックドライバーがペースメーカーとなり、一般ドライバーの方々が事故を起こさない様に、また、自分たちも事故を起こさない様にしていかなければ無事故は無理だと今回の事故で感じました。

ドライバー体験記

トラック運転中における事故体験

(岡山) 岡山スイキユウ(株)

大賀 寿典





※※※技能講習情報※※※

技能講習は、下記の機関で行われています。

○フォークリフト技能講習

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
(一社)長崎県労働基準協会	長崎市	095-849-2450 http://www.n-roukikyo.or.jp
長崎クレーン学校 (あたご自動車学校)	長崎市	095-824-4910 https://nagasaki-crane.com
新西海自動車学校	西海市	0959-27-0136 http://www.shinsaikai.com
キャタピラー九州 長崎教習センター	諫早市	0957-25-3735 https://www.cat-kyushu.co.jp/kc/branch/nagasaki
島原自動車学校	島原市	0957-62-5271 https://shimabara.co.jp/
(一社)日本クレーン協会 長崎支部	長崎市	095-822-8929 https://crane-nagasaki.jp/

○ショベルローダー等運転技能講習(長崎県内では実施している機関はありません)

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
陸災防佐賀県支部	佐賀市	0952-30-1601 http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html

○はい作業主任者技能講習等 県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習 〒850-0945 長崎市星取1丁目1-28

フォークリフト 電話: 095-824-4910 <https://nagasaki-crane.com/>

玉掛け

高所作業車

小型移動式クレーン

床上操作式クレーン

※ 陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。
(福岡 Tel:092-431-1604 佐賀 Tel:0952-30-1601)

○安全衛生教育(現在、長崎県内では実施している機関はありません)

- フォークリフト運転業務従事者安全教育
- 作業指揮者講習
- 積卸し作業指揮者に対する安全教育

すべて陸災防福岡県支部で行われています

陸災防福岡県支部
092-431-1604 http://www.rikusaibou-fukuoka.com/

※まずは、各機関にお問い合わせください

○陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていない(受講履歴の問い合わせは可能です)



修了証明書(統合カード)を下記の機関で交付しています。

技能講習修了証明書発行事務局
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349

【熱中症対策シリーズ】

熱中症対策実践ガイド（陸運業版）②

熱中症対策における「リスク評価」と「評価に応じた対策」

～ 陸運業に求められる現場管理とは ～

近年の夏季における気温上昇に伴い、職場における熱中症災害は増加傾向にあります。特に陸運業では、荷役作業、配送作業、倉庫作業など、高温環境下において身体負荷を伴う業務が多く、熱中症予防対策の重要性は年々高まっています。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省の「職場における熱中症防止のためのガイドライン」では、「熱中症リスクを把握・評価した上で、その結果に応じた対策を講じる」という考え方が示されているので、以下に紹介します。

従来のように「水分や塩分を補給する」といった一律の対策だけではなく、作業環境や作業内容に応じて危険性を見極め、適切な措置を講じることが求められていることに留意が必要です。

1 陸運業における熱中症リスク

ガイドラインでは、熱中症リスクの要因として、

- ・ 高温、多湿環境
- ・ 連続作業
- ・ 通気性の低い服装
- ・ 身体負荷の大きい作業

などを挙げています。

陸運業においては、これらの要因が複合的に重なる場面が少なくありません。

例えば、夏季の荷台内部やアスファルト上での荷役作業は、直射日光や照り返しの影響を強く受けますし、倉庫内についても、風通しや空調設備の状況によっては高温環境となる場合があります。

さらに、配送業務では、

- ・ 車両への乗降の繰り返し
- ・ 炎天下での積卸し
- ・ 車内外の急激な温度差

などが身体への負担となります。



ガイドラインにおいても、運送業に関する例として、「車内外の温度差を作らないようにする」ことが示されています。

このように、陸運業は熱中症リスクが高い業種の一つであり、現場の実態に応じた管理が必要となります。

2 「WBGT」によるリスク評価

熱中症リスク評価の基本となるのが、WBGT（暑さ指数）です。

WBGTは、単なる気温ではなく、「湿度」「輻射熱（照り返し）」「日射」「風」などを含めて評価する指標であり、実際の熱ストレスを把握するために用いられます。

例えば、同じ30℃であっても、

- ・日陰で風通しの良い場所
- ・荷台内部のような無風状態

では、身体への負担は大きく異なります。

そのためガイドラインでは、WBGT計による実測を基本としています。

特に、

- ・屋外作業
- ・熱源付近
- ・風通しの悪い屋内

これらの場所については、実測による確認が必要とされています。



3 作業内容によって危険度は変わる

熱中症リスクは、暑さだけでは決まりません。また、同じWBGT値であっても、身体作業強度によって危険性は大きく変化します。

ガイドラインでは、身体作業強度ごとにWBGT基準値を示していますが、以下の表は、同ガイドラインを踏まえWBGT基準値を陸運業向けに簡易化したものです。

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例		暑熱曝露した人のWBGT基準値	暑熱曝露していない人のWBGT基準値
0 安静	休憩中、座って待機		33℃	32℃
1 低い	通常の状態でのトラックや車両の運転		30℃	29℃
2 中	悪路でのトラック運転、フォークリフトの運転、軽量な台車や手押し車の操作、ゆっくりした歩行(時速5.5kmまで)		28℃	26℃
3 高い	重量物の運搬・荷役作業、重い台車の操作、速い歩行(時速7kmまで)		26℃	23℃
4 極めて高い	階段を昇る、走る、非常に激しい荷役作業		25℃	20℃

特に、手積み手卸しや重量物運搬は身体負荷が高く、WBGT値が同じであっても熱中症リスクは高まることが分かります。

4 リスク評価に応じた対策【作業環境管理面】

熱中症対策において重要なのは、「危険度に応じて対策を変える」ことです。

ガイドラインでは、まず作業環境管理として、「WBGT値の低減を優先する」「休憩場所を整備する」ことを求めています。

➤WBGT値の低減対策の例

荷捌き場や倉庫、トラックヤードでは、

- ・ 遮へい板や簡易テントを設置
- ・ 屋根や日よけの設置

倉庫内や荷役場所では、

- ・ 送風機
- ・ スポットクーラー
- ・ ミスト設備

➤休憩場所の整備

熱中症の重篤化を防ぐためには、適切な身体冷却が有効となるため、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を確保することが求められています。

休憩場所には、以下の設置、配備が必要です。

- ・ (足を伸ばせる横になれる) 十分な広さの確保
- ・ 氷、アイススラリー、冷たいおしぼり、スポーツドリンク、経口補水液、塩飴
- ・ 空調設備、水風呂、シャワー等の設備

なお、熱中症のおそれのある作業者を発見し、作業離脱、身体冷却を行う際に、当該作業者を一人きりにしないことが重要です。



5 リスク評価に応じた対策【作業管理面】

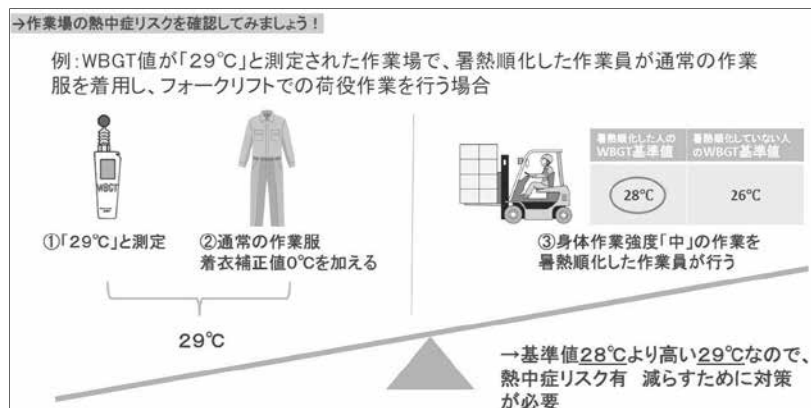
WBGT値が高い場合には、作業時間の見直しも必要となります。

ガイドラインでは、

- ・ 連続作業時間の短縮
- ・ 休憩時間の確保
- ・ 単独作業の回避

などを求めています。

なお、身体作業強度と暑熱順化の状況に応じたWBGT値基準値を、作業内容及び衣服の着衣補正值を加えた数値と比較することも必要です。(右図参考)



また、早朝作業への切替え、重量物作業の分散、複数人作業などが有効となります。特に、WBGT値が著しく高い場合には、作業中止も含めた判断が必要です。

陸運と安全衛生 No.690

>「暑熱順化」の重要性

熱中症対策において見落とされがちなのが、「暑熱順化」です。
暑熱順化とは、身体を徐々に暑さへ慣らしていくことであり、熱中症予防に大きく関係します。
特に注意が必要なのは、

- ・新規入職者
- ・長期休暇明けの方
- ・応援作業員



新規入職者 長期休暇明け

などです。

ガイドラインでは、7日以上かけて徐々に身体を慣らしていくことが望ましいとしています。

連休明けなどは、以前暑さに慣れていた作業員であっても耐性が低下している可能性があります。
注意が必要となります。

>プレクーリングの活用

プレクーリングとは、「作業前に、あらかじめ身体を冷やしておくこと」をいいます。

熱中症は、身体の内側の温度（深部体温）が上がりすぎることによって起こります。そのため、作業を始める前に身体を冷やしておくことで、作業中の体温上昇を抑え、熱中症を予防する効果があります。

作業前に、

- ・冷たい飲み物を飲む
- ・アイススラリー（氷状飲料）を飲む
- ・冷却ベストを着る
- ・首や脇を冷やす
- ・冷房の効いた場所で待機する

などを行うことで、熱中症リスクを下げることができます。



>巡視と声掛けによる異常の早期発見

熱中症は、本人が自覚しないまま進行することもあります。

そのためガイドラインでは、

- ・巡視
- ・声掛け
- ・バディ制

などによる健康状態の確認を重視しています。

特に陸運業では、単独作業となる場面も多いため、

- ・定期連絡
- ・作業状況確認
- ・管理者巡視

などの体制整備が重要となります。

6 まとめ

熱中症対策は、もはや「水分・塩分補給を呼びかけるだけ」では不十分です。

重要なのは、

- ・どこが危険なのか
- ・どの作業が危険なのか
- ・どの作業員が注意を要するのか

を把握した上で、現場の実態に応じた対策を講じることです。

陸運業は、社会インフラを支える重要な産業です。その現場で働く作業員の安全を守るためにも、「リスク評価」に基づく熱中症対策を継続的に進めていくことが求められます。

災害事例
と
その対策

トラックの荷台上における 荷締め作業中の墜落災害

チェーンレバーホイストは、主に重量物の積荷に掛けたワイヤーを締める荷締め機としてよく利用されています。このホイストによる労働災害を防ぐためには、適切な作業方法とともに、点検を確実に実施することがポイントになります。

1 事業の種類

一般貨物自動車運送業

(事業場規模：100人以上300人未満)

2 発生月時：5月 午前11時

3 発生場所：海岸・ふ頭の道路上

4 被災者：運転手 62歳
男性（経験24年）

5 傷病の程度：肘の骨折、休業2か月

6 災害発生状況

14 t 平ボディトラックへのパイプ（荷）の積み込み終了後、道路上において、チェーンレバーホイストを用いて荷締め作業を行っていた。荷台上でレバーを手前に引いて操作していたところ、レバーのグリップ（ラバー）が外れ、その反動で高さ1.2mの荷台から地上へ墜落した。

なお、当該ホイストのラバーは、ネジ止め等で本体に固定された「外れにくい構造」のものではなかった。

7 災害原因

- (1) チェーンレバーホイストのラバーが長年の使用により徐々にめくれ、外れやすくなっていたため、作業中に本体からすっぽ抜けたこと。
- (2) レバーを手前に引いて締め付けていたため、ラバーが外れた反動でバランスを崩し、荷台から墜落したこと。
- (3) 多数のチェーンレバーホイストにおいて、ラバーのめくれや劣化が生じていたにもかかわらず、作業開始前点検を行っていなかったこと。
- (4) 安全作業マニュアルにおいて、チェーンレバーホイストは、「レバーが空回りした場合は勢い余って後ろに転倒するこ

とや、地上に落下する危険があるので、レバーを引っ張るのではなく押して締める」と規定していたが、これについて関係労働者に安全教育を実施していなかったこと。

8 再発防止対策

- (1) チェーンレバーホイストについて、レバーのラバーが外れかけたものは使用させないこと。
- (2) レバー操作時の反動による墜落を防止するため、引くのではなく「押して」締める作業手順を徹底すること。
- (3) チェーンレバーホイストについて、作業開始前の点検項目を定め、それを確実に実施させること。
- (4) チェーンレバーホイストに係る安全作業マニュアルを周知し、関係労働者へ定期的な安全教育を実施すること。



めくれて外れかけたラバー

令和8年度 通常総代会開催 事業計画等、全ての議案が承認される



当協会の令和8年度通常総代会が6月3日(水)、東京都港区のベイサイドホテルアジュール竹芝において開催されました。

通常総代会において、齋藤会長が議長となり、

- (1) 令和7年度事業報告の承認を求める件
- (2) 令和7年度収支決算の承認を求める件
- (3) 令和8年度事業計画案審議の件
- (4) 令和8年度収支予算案審議の件

(5) 陸上貨物運送事業労働災害防止規程変更案審議の件

(6) 役員を選任に関する件

が審議され、すべて承認されました。

また、厚生労働省労働基準局安全衛生部長安井省侍郎様が来賓として出席され、ご祝辞を賜りました。

齋藤会長 通常総代会挨拶（要約）



齋藤会長

平素から、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

当協会では昨年度、荷役労働災害防止対策に重点を置いて、労働安全衛生関係法令、荷役ガイドライン周知のための説明会の開催、技能講習や特別教育の実施など、本部、支部が一体となって事業を展開してまいりました。

これらの取組は、私ども陸災防の果たす責務として、極めて重要であり、支部をはじめとする関係者の皆様のご尽力に、深く感謝を申し上げます。

こうした中、令和7年の労働災害発生状況をみますと、死亡災害、死傷災害ともに前年の件数を下回る結果となりました。

国の第14次労働災害防止計画において、陸運業が業種別の重点取組の筆頭に位置付けられている中で、皆様の不断のご努力によって増加傾向に歯止めをかけ、減少させることができたことを嬉しく思います。

しかしながら、減少に転じたとはいえ、今なお一年間に80人の労働者・従業員が命を落とされ、15,000人を超える方々が被災されている状況を踏まえ、改めて気を引き締めて取り組む必要があると考えます。

このため、今年度当協会では、特に労働災

害の多くを占めている荷役労働災害の防止を最重点課題とし、新たに実施いたします、災害事例から学ぶ研修会の開催などを通じて安全衛生推進者のレベルアップを図るとともに、荷役ガイドライン周知のための担当者研修会の開催、死亡災害の多くを占める交通労働災害の防止、また過労死対策、メンタルヘルス対策等にも総力を挙げて取り組んでまいります。

さらに昨年から段階的に施行されている労働安全衛生関連法令の改正を踏まえ、適時、的確な周知・広報に努めるとともに熱中症による重篤災害を防止するための対策を積極的に展開してまいります。

特に、労働安全衛生法令の改正により、荷主等の発注に際して、納期の設定、作業方法など労働災害を発生させないような安全配慮が義務化され、また、混在作業が行われる作業場所を管理する荷主等には、事業者相互の間における連絡調整を行うなどの労働災害防止対策が拡大されるなど、陸運業にも大きく関連する改正も含まれています。

今後とも会員の皆様への、一層の情報提供に努めてまいります。

さらに、これらの改正を受けまして、陸運防災規程の変更が必要となりましたので、その変更作業、必要な調整を行ってまいりました。

本日も審議いただき、その後厚生労働大臣の認可を得て、会員の皆様には、できるだけ

陸運と安全衛生 No.690

わかりやすく周知を図ってまいります。

現在、当業界を取り巻く状況は、時間外労働の上限規制をはじめとする、働き方改革への対応が本格化する中で、人手不足、先行きが見えない中東情勢などを受けて、燃油費を含めた諸物価の高騰等が続いており、従来にない厳しいものとなっております。

こうした厳しい情勢の中ではありますが、人命尊重の理念のもとに、安全で健康な職場を創り上げることは、事業者にとって極めて重要な課題であり、今後とも強力に取り組んでいくことが求められております。

会員の皆様のご協力、ご尽力、積極的なお取組を、どうぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働省 労働基準局 安井安全衛生部長 通常総代会祝辞（要約）



安井厚生労働省労働基準局安全衛生部長

陸上貨物運送事業労働災害防止協会並びに会員の皆様には、日頃より労働安全衛生行政の推進に多大なる御支援と御協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、労働災害の発生状況を見ますと、令和7年の全産業における死亡者数は、新型コロナウイルス感染症によるものを除いて700人で過去最少となり、休業4日以上之死傷者数は13万5,333人と、前年に比べてわずかに減少しました。

陸上貨物運送事業においては、死亡者数は80人と過去最少となりました。

また、休業4日以上之死傷者数は1万5,632人と、前年に比べて減少しました。

これは、貴協会をはじめとする関係者の皆様の御努力の賜であり、皆様のお取組に改めて感謝を申し上げます。

昨年5月には、多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、①個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、②職場のメンタルヘルス対策の推進、③化学物質による健康障害防止対策等の推進、④機械等による労働災害の防止の促進、⑤高年齢労働者の労働災害防止の推進等を目的とする労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が公布され、本年4月1日を中心に段階的に施行されているところです。

加えて、労働施策総合推進法の一部改正により、本年4月1日から、職場における治療と就業の両立を支援するため必要な措置を講じることが事業主に努力義務として課されました。

改正法が円滑に施行されるよう、厚生労働省においては周知や各種支援に取り組んでいるところですが、皆様方におかれましても周

知等に御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、本年度は、第14次労働災害防止計画の4年目となります。

これまでの進捗状況についてみると、荷役ガイドラインに基づく措置を実施する事業場の割合は目標をやや上回る水準で推移しており、休業4日以上之死傷災害についても減少し、目標達成が期待できる水準で推移しています。

一方で、事故の型別で最も多いのは「墜落・転落」となっており、その多くは、高さ2m未満の荷台等からの墜落・転落が占めていることから、法令に基づく昇降設備の設置や保護帽の着用の徹底について、御協力をお願いいたします。

また、荷主対策については、改正労働安全衛生法に基づき、令和9年4月より、貨物自動車による荷の搬入作業などが混在して行われる場合には、作業場所を管理する事業者に対し、作業間の連絡調整の実施が義務付けられることから、厚生労働省としては、「荷役作業の安全対策ガイドライン」の見直しも含め、一層の強化を図ることとしております。

加えて、職場における熱中症の防止を図るため、昨年6月の改正労働安全衛生規則の施行に加え、本年3月には「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定したところです。

今年もすでに暑くなっておりますので、「STOP！熱中症キャンペーン」での重点取組事項として、改正安衛則やガイドラインに基づく措置の徹底に御協力いただきますよう、お願いいたします。

結びに、我が国の陸上貨物運送事業における労働災害の撲滅に向け、今後とも御協会と連携を図りながら、共に歩みを進めてまいりたいと考えております。

九州トラック交通共済協同組合

様々なリスクに備える商品やサービスをご用意

運送事業者の皆さまにワンストップで

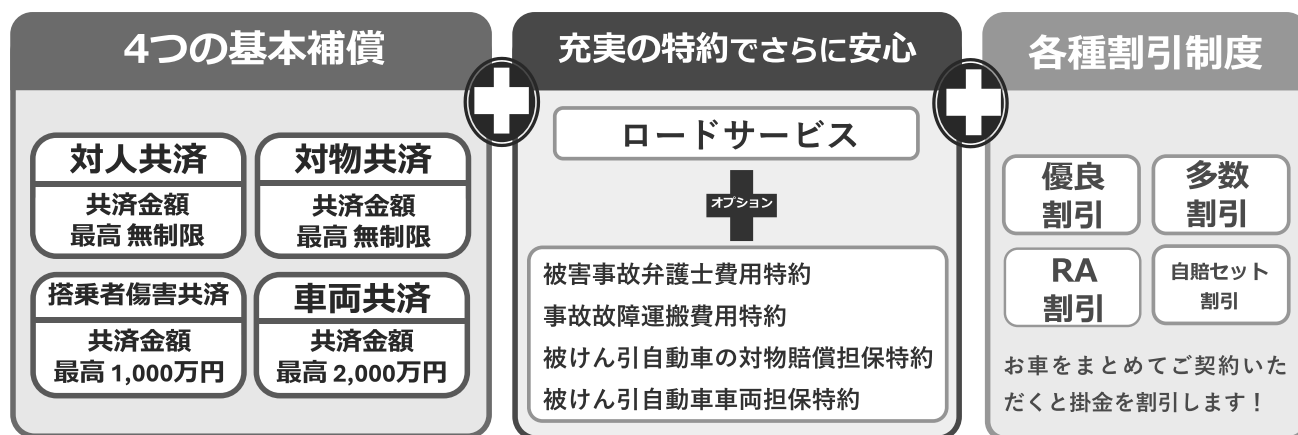
安心

をお届けします

安心その1

自動車共済

自動車事故による人や物の損害賠償、運転者等の補償、契約車両の損害に対する任意共済（保険）です。自動車を所有・使用・管理するリスクから皆さまをお守りします。



安心その2

自賠責共済

法律（自動車損害賠償保障法）によって、原則として全ての車両に加入が義務づけられている強制共済（保険）です。

自動車の運行によって「他人」を負傷させたり、死亡させたりしたために損害賠償責任を負った場合の損害に対して、共済金をお支払いします。

九州トラック交通共済で自賠責共済をご契約いただくメリット

対人共済契約とセットでご契約いただくと、万一の事故連絡や共済金の請求手続きが九州トラック交通共済だけで済み、共済金を一括して速やかにお支払いすることができます。自賠責共済は最寄りの九州トラック交通共済の代理店にてお申し込みください。

安心その3

損害保険商品

ワンストップサービスで皆様をトータルサポート

損害保険代理店として、三井住友海上、東京海上日動火災、損害保険ジャパンの運送保険や業務災害補償、賠償責任保険などを取り扱っています。組合員の皆さまをとりまくリスクに備え、最適な保険プランをご提案します。現在ご加入中の保険の確認や、見直しなどもお気軽にご相談ください。



安心その4

共済独自の事故防止活動

組合員の皆さまが**無料**でご利用いただける安全推進サービス

安全運転講習会

初任運転者・事故惹起運転者の特別指導講習

一般講習（地域ごとの合同講習会・Gマーク取得支援）

個別講習（講師を派遣しての講習会）

可搬型適性診断機の貸出（一般適性診断）

安全教育のための動画視聴・DVD貸出

事故防止機器導入の助成

優良組合員および無事故運転者の表彰

その他の安全広報活動サービス

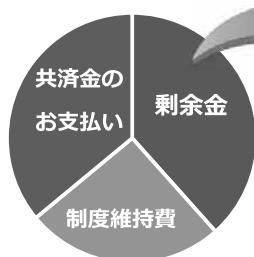
メリット

利用分量配当制度

九州トラック交通共済は「相互扶助」の理念のもとに事業を行っています。
健全経営に徹し、その結果生じた各事業年度における利益剰余金から、利用分量配当金として組合員の皆様にお支払いし、最大限に還元します。（配当率は利益剰余金により変動します。）

利益剰余金が生じないなど、利用分量配当がない年度もございますが、令和5年度までの14年間は連続で配当を行っています。

加入者の共済掛金



利用分量配当金として組合員の皆さまに還元します

配当実績： 3%～24%

※令和6年度は赤字決算により無配当となりました。

《 利用分量配当金 計算例 （A社の場合） 》

共済掛金：4,000,000円／支払共済金：500,000円／
配当率：10%

利用分量：4,000,000円－500,000円＝3,500,000円

配当金：3,500,000円×10%＝ 350,000円

<お問合先>

九州トラック交通共済協同組合 長崎支所

〒850-0051

長崎市西坂町2-3 長崎駅前第一生命ビルディング6階

TEL：095-808-0090

FAX：095-808-0127

担当 田崎

ご不明なことや、お悩み事がございましたら、お気軽にお問合せください。



諫早トラックステーション ご案内

ISAHAYA TRUCK STATION

★客室 全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付

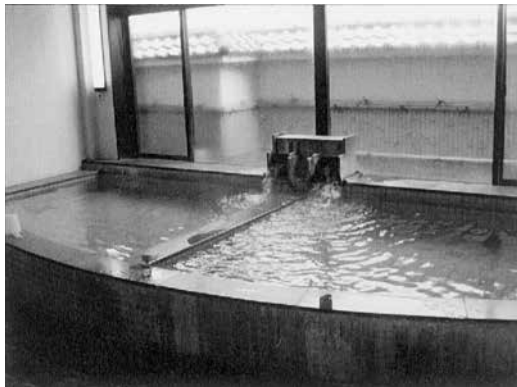


シングルルームで広めの部屋もご用意しております
宿泊料金

- ・一般 8,700円(税込)
- ・諫早TS会員 6,500円(税込)「朝食付」
(入会金 500円)
- ・トラック協会会員 5,000円(税込)

チェックイン 15時(24時間受付)
チェックアウト 翌10時

★大浴場 ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です！



料金 大人 520円(税込)「小学生以下無料」
ご利用時間 12時～22時まで(冬季10月～4月)
9時～22時まで(夏季5月～9月)

★シャワールーム(女性専用)

料金 100円で7分間
ご利用時間 12時～22時まで

★レストラン 安くてボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください！



7時～20時30分までご利用できます

(オーダーストップ 20時)

※土・日曜日のみ14時30分(オーダーストップ 14時)

主なメニュー

- 長崎ちゃんぽん……………930円(税込)
- トルコライス……………1,400円(税込)
- かつ丼……………1,050円(税込)
- 中華飯……………900円(税込)
- トンカツ定食……………1,400円(税込)
- カツカレー……………1,150円(税込)

各種定食・丼物・中華など豊富に
取り揃えております

★施設内容

運行管理センター・レストラン81席・宿泊室22室・大浴場・休憩室
女性用シャワー室・自動販売機コーナー・コインランドリー(24時間営業)

駐車場

- 大型トラック(トレーラ含)・・・40台
- 中型トラック……………5台
- 小型トラック・普通自動車……………29台

アクセス

諫早駅より長崎方面へ約3km
(34号線貝津団地入口)

〒854-0063 諫早トラックステーション
長崎県諫早市貝津町1051-12
TEL 0957-26-8228 FAX 0957-26-8236

教材用DVD貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つよう下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等には是非ご活用ください。(貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください)

《申込先》(公社)長崎県トラック協会(担当 本村) TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

➡ ご希望の教材に○印をお願いします

※★は新たに追加したDVDです

分類	○印欄	No.	題 名	時 間	メディア	貸出可能数
ドライバー教育		1	初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ～トラックドライバーの心構えと心得～	21分	DVD	3
		2	初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ～トラックの構造的特徴と安全運転～	18分	DVD	3
		3	初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ～心と体と安全運転～	21分	DVD	3
		4	初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ～危険予測運転の基本～	21分	DVD	3
		5	中型貨物車の安全知識	26分	DVD	1
		6	大型トラックの安全運転	18分	DVD	2
		7	大型貨物車の安全運転	38分	DVD	2
		8	エコドライブで安全運転 ～省エネ運転のススメ～	22分	DVD	2
		9	ヒヤリをなくして安全運転 ～ヒヤリハット報告検討会の記録～	22分	DVD	2
		10	トラック運転者のための安全運転のポイント	30分	DVD	1
		11	巻き込み事故 トラックの左折と死角	54分	DVD	1
		12	ドラレコ映像で学ぶ! 事故の原因と対策	52分	DVD	1
		13	ドライブレコーダーからの警告!	25分	DVD	1
		14	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル	26分	DVD	1
		15	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)	29分	DVD	1
		16	大丈夫ですか? 高速道路の落下物	18分	DVD	1
		17	絶対にダメ! 飲酒運転	21分	DVD	1
		18	高齢者を交通事故の被害者としないために!		DVD	1
		19	その時あなたにできること ～交通事故現場における応急救護処置～	20分	DVD	1
		20	目指せ! 危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～		DVD	1
		21	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編	22分	DVD	1
		22	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編	20分	DVD	1
点検整備・運行管理		23	日常点検及び雪道対策(大型トラック編・小型トラック編)		DVD	6
		24	大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて	27分	DVD	2
		25	トレーラ日常点検	15分	DVD	1
		26	トレーラ定期点検整備のすすめ より安全なトレーラ運行を目指して		DVD	1
		27	運行管理者の責務と職務 ～安全輸送は私が守る～		DVD	1
		28	一人でする日常点検	17分	DVD	1
		29	やっていますか安全点呼	18分	DVD	1
		30	確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について	30分	DVD	2
		31	ストップ! 車輪脱落事故 ～タイヤ交換作業の手順と方法～		DVD	2
		32	事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性		DVD	1
健康管理		33	睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療	24分	DVD	1
		34	熱中症はこわくない!	30分	DVD	1
		35	受けよう、活かそう! ストレスチェック	15分	DVD	1
その他		36	引越の達人になろう		DVD	6
		37	上手な引越のコツ教えます		DVD	1
		38	交通事故0を目指して ～第42回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		39	交通事故0を目指して ～第43回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		40	全国トラックドライバー・コンテストマニュアル ～運転技能・整備点検編～	20分	DVD	6
		41	もしもトラックがとまったら		DVD	1
		42	走れ! 風になって未来へ～そして若者はトラックドライバーになった～		DVD	1
		43	未来への道 ～トラックドライバーからのメッセージ～		DVD	1
		44	★いのち つながれ「生命のメッセージ展」	9分	DVD	1

事業者名		※貸出確認	※受付
担当者名	TEL: - -	本 ※返却日	
貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (最大2週間)	※返却確認 本	

(※の欄は記入しないでください)

- 帳票類注文表 -

(公社)長崎県トラック協会 宛

注文日: 令和 年 月 日

FAX: 095-839-8508

注文部数をご記入ください

No.	品名				単位	会員価格(円) (消費税10%込)	注文部数	備考
1	運転日報(基本タイプ)				1冊(100枚)	198		
2	運転日報(応用タイプ)				1冊(100枚)	374		
3	乗務日報(B5)				1冊(100枚)	352		
4	日常点検表(トラック・黄緑色)				1冊	660		
5	日常点検表(トレーラ・黄色)				1冊	781		
6	点呼記録簿(B4・中間点呼あり)				1冊(100枚)	363		
7	点呼記録簿(A4)				1冊(100枚)	242		
8	定期点検整備記録簿(B5・3枚複写 2年間用)				1冊	264		
9	車両管理台帳(A4・ピンク色)				1冊	286		
10	整備管理者選任届(通常3枚1セット)★				1枚	33		
11	運行指示書				1冊(50セット)	※660		
12	運転者台帳(B5)				1冊(50枚)	660		
13	運転者台帳(B5・1枚)				1枚	14		
14	車両別輸送実績表(B4)				1冊	792		
15	作業指図書				1冊	176		
16	事故報告書(1セット)				1セット	290		
17	事業報告書・事業実績報告書★				4部(1セット)	495		
18	※ チャート紙	M26-120		M24-120	1個	880		
		L7-120		L7-140				
	ご希望品番に注文数をご記入ください その他 ()							

※小芝記録紙製チャート紙の在庫がなくなり次第、日本記録紙製チャート紙へ移行いたします(仕様は同じ)

※令和8年5月1日より変更

受領方法 ☐ 協会にて受け取り(月 日 来協予定) ☐ 送付希望

事業者名			
フリガナ 担当者名		TEL	
		FAX	
帳票類送付先	☐ に✓して下さい ☐ 会員名簿住所へ送付 ☐ 会員名簿以外の住所へ送付 〒 -		
請求書送付先	〒 - * 上記送付先と異なる場合はご記入ください		

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。
 "長崎県トラック協会ホームページ"→"会員用コンテンツ"→"九州運輸局HP・該当ページ" より
 ダウンロード可能な帳票

- ★運行管理者選任届 ★整備管理者選任届
- ★事業報告書・事業実績報告書

【お問い合わせ先】
 〒851-0131 長崎市松原町2651-3
 (公社)長崎県トラック協会(担当: 本村)
 TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

以下協会使用欄

受付印	担当	
	確認	

合計金額	入金日

ながさきデコ活 やってみよう! ゼロカーボン アクション12

地球温暖化対策として、脱炭素・資源循環型ライフスタイルへの転換を進めるため、私たちが今すぐ取り組める環境にやさしい行動「ながさきデコ活ゼロカーボンアクション12」

7月のテーマは「4R」です。ぜひ実践してみてくださいね。

7月の
テーマ

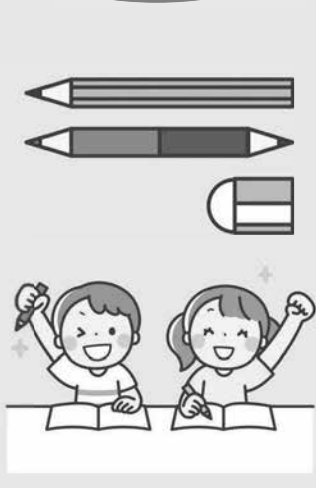
『4R』 できることから始めよう♪ 4つの行動〈Part2〉

Rリフューズ



マイボトルを
持ち歩こう

Rリデュース



最後まで
使い切ろう

Rリユース



修理して
大切に使う

Rリサイクル



小さな紙や箱も
資源にしよう

ながさき環境県民会議・長崎県地域環境課・資源循環推進課

長崎県 ゼロカーボンアクション12

検索

TEL: 095-895-2512

デコ活
くらしの中のエコろがけ



4つのRでめざそうゴミゼロ！



Recycle (リサイクル 再生利用)

古紙・雑紙はリサイクル♪

お菓子の紙箱、トイレットペーパーの芯は、リサイクルできます。お住まいの地域の古紙・雑紙の回収方法を確認してみましょう。

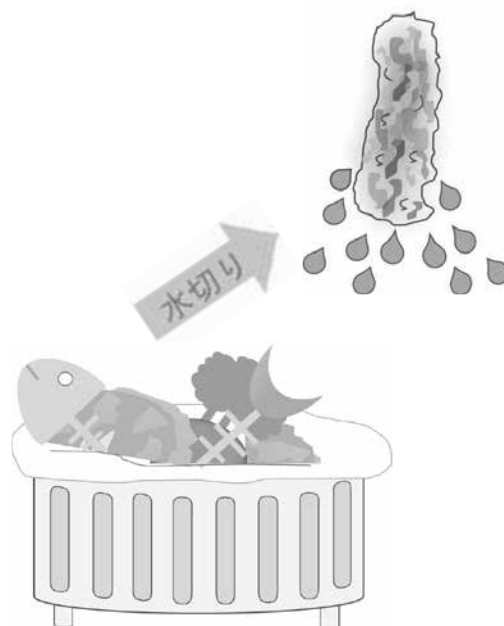


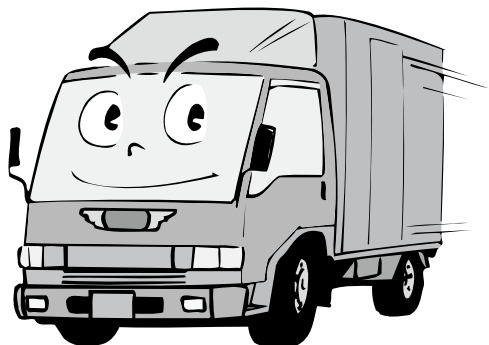
Reduce (リデュース 減らす)

生ごみをひと絞り？

生ごみの約80%は水分といわれており、一度の水切りで5～10%のごみを削減できます。

ごみの削減により、ごみ処理費用や地球温暖化の原因となるCO2排出量の削減が期待できます。





行けるだろう 来ないだろうは 危険だろ

(神奈川) (株)不二運輸倉庫

小林 優介

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和7年度事故防止対策標語優秀賞)



トラック憲章

1. わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。
1. わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。
1. わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。
1. わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。
1. わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

(公社) 長崎県トラック協会

発 行 (公社)長崎県トラック協会
〒851-0131 長崎市松原町2651-3
TEL 095-838-2281
FAX 095-839-8508

印 刷 所 株式会社 昭 和 堂
諫早市長野町1007-2
TEL 0957-22-6000
FAX 0957-22-6690



「運ぶ」を究め、運搬と生産のなかで
ISUZU

もっと走れる 明日のために。

事故も、疲労も、故障も、未然に防いでいく。
この意識を徹底し、新しいGIGAが生まれました。
「運ぶ」という輸送企業のビジネスにおいて、
トラックに託される様々なリスクも。
先進の機構やテクノロジーで革新的に回避、低減し
より確かな安心を生み出します。
ぜひなら、もっと走れる。いすゞなら、もっと走れる。
もっと走れる未来がある。
お客様のビジネスがもっと輝く明日を切り拓きます。

GIGA

いすゞ自動車九州株式会社

■ 長崎支店	〒851-0103	長崎市中里町1522番地1	Tel. 095-839-7500
■ 佐世保支店	〒859-3241	佐世保市有明町188番地1	Tel. 0956-59-3141
■ 島原営業所	〒859-1412	島原市有明町大三東乙84番地1	Tel. 0957-68-0500

Quon

人を想い、先を駆ける。
Innovation that puts people first.



UDトラックス株式会社

長崎 カスタマーセンター / 諫早市津久葉町99-47 TEL:0957-25-2342

佐世保カスタマーセンター / 佐世保市大塔町14-23 TEL:0956-32-4147

<https://www.udtrucks.com/ja-jp/home>



Going the Extra Mile



人を思う、次の100年へ。





日野プロフィア(大型トラック)



日野レンジャー(中型トラック)



日野デュトロ(小型トラック)

九州日野自動車株式会社

長崎支店 / 〒851-0133	長崎市矢上町53-1	TEL:095-839-3122 FAX:095-839-1837
佐世保支店 / 〒857-1161	佐世保市大塔町1979-24	TEL:0956-31-1161 FAX:0956-31-5565
島原支店 / 〒859-1415	島原市有明町大三東乙88-1	TEL:0957-65-9101 FAX:0957-65-9070

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。



www.mitsubishi-fuso.com

三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう 長崎支店

長崎サービスセンター / 長崎市小瀬戸町809-33 TEL:095-834-4661
佐世保サービスセンター / 佐世保市大塔町8-5 TEL:0956-31-9311

島原サービスセンター / 島原市前浜町乙62-1 TEL:0957-62-6110
諫早サービスセンター / 諫早市小瀬戸町571 TEL:0957-23-5588